

サービス統計の整備の推進方策に関する提言（案）

平成 20 年 3 月

サービス統計整備研究会

はじめに

サービス産業に関する統計（以下「サービス統計」という。）に関しては、「統計行政の中・長期構想について」（昭和60年10月統計審議会答申）以降、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月統計審議会答申）、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ）等において、その整備の緊急性・重要性が指摘されている。

また、最近においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を平成20年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図ることが提言されている。

これらの提言等を踏まえ、平成20年度に「サービス産業動向調査」（総務省統計局）が創設されるほか、我が国の経済活動を同一時点で網羅的に把握する新たな統計調査として「サービス業基本調査」（総務省統計局）を統合した「経済センサス（仮称）」の創設が予定されている。

しかしながら、このような取組が行われているものの、「変化の激しいサービス産業の実態を正確に把握するものとはなっていない」、「真にユーザーニーズに対応したものとはなっていない」など、依然としてサービス統計の整備は不十分であるとの指摘が大勢を占めている。

このような状況の下、総務省政策統括官（統計基準担当）では、平成19年11月から、学識経験者及び関係府省をメンバーとする「サービス統計整備研究会」（以下「本研究会」という。）を開催し、サービス統計の整備に資するべく、サービス統計の整備の在り方について計4回にわたり検討を行った。検討は、既存の動態統計調査と新設される動態統計調査との関係の在り方や年次構造統計調査の在り方にとどまらず、サービス統計全般の整備方策に及んだ。

本提言は、本研究会において、サービス統計の整備の在り方について議論を行った結果を取りまとめたものである。

現在、統計委員会を中心にサービス統計を含めた公的統計全般の整備に関する抜本的な検討が進められており、本提言がその検討の一助となることを期待するとともに、総務省を始めとする関係行政機関においては、相互の連携を図った上で、本提言の内容の実現に向け、真摯な取組が行われることを期待する。

なお、本研究会の検討過程においては、「行政が統計を作成する意味は国民に対する説明責任を果たすことにあるにもかかわらずそれが達成されておらず、かつ、そのような状況下で整備された統計を前提にした政策には、一部に不十分となっているお

それがある。したがって、公的統計全般について、それらが作成される意義を改めて問いただすことにより、統計整備の視点やコンセプトについても抜本的な見直しを行うことが必要である」、「従来型のアプローチにより既存統計を形式上繕うことだけでは、直ちに公的統計の整備を体現することにはならない」との意見も提示された。

これらについては、サービス統計に固有の問題ではなく、サービス統計整備の土台となる公的統計全般に係る検討において留意すべき重要な問題と考えられ、今後の政府部内における検討においては更なる綿密な議論が必要であるとする。

目 次

サービス統計整備研究会のミッション	1
サービス統計の整備の在り方について	2
今後の検討課題	7
別紙 1 サービス分野に係る統計調査の整備状況(イメージ図)(未定稿)	9
別紙 2 サービス産業動向調査の概要	10
別紙 3 新たな特定サービス産業動態統計調査の調査計画(案)	14
別紙 4 特定サービス産業動態統計調査とサービス産業動向調査との調整 経過及び予定	20
参考資料	21

サービス統計整備研究会のミッション

1 サービス統計整備研究会のミッション

サービス統計整備研究会（以下「本研究会」という。）は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）等において、サービス産業に関する統計（以下「サービス統計」という。）の抜本的拡充等が指摘されたことを踏まえ、平成20年度に実施する新たなサービス産業に関する動態統計調査の課題等について具体的な検討を行うとともに、今後のサービス統計の在り方について検討を行うことを目的として、開催した。具体的な検討課題は次のとおりである。

- ・ 平成20年度に創設又は拡充を予定している「サービス産業動向調査」（総務省統計局）及び「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）について、両調査の関係の在り方や、データリンケージの方法等について必要な検討を行う。
- ・ 上記の検討と並行して、年次の構造統計に関して、その整備の在り方について、必要な検討を行う。

2 サービス統計の整備に関する現状

政府におけるサービス統計の整備状況を俯瞰する資料としては、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ）における指摘を踏まえて作成された「統計マップ」¹がある。本研究会における検討に際しては、同マップを参考に、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）における「G 電気・ガス・熱供給・水道業」から「Q サービス業（他に分類されないもの）」までをサービス統計の検討対象とした。

サービス統計の整備については、昭和60年に、「統計行政の中・長期構想について」が統計審議会から答申され、同答申においてサービス統計の整備の必要性が指摘されたことから、広く概括的にサービス産業の構造を把握する統計調査である「サービス業基本調査」（総務省統計局）の創設（平成元年度）、個別の業種の実態を詳細に把握する統計調査である「特定サービス産業実態調査」（経済産業省）の業種拡大等（平成2年度）が行われた。また、大きな統計整備の動きとしては、5年周期の構造統計調査であるサービス業基本調査が経済センサス（仮称）へ移行することとなっている。

なお、今後は平成21年経済センサス（仮称）の実施によって、充実した企業情報が収録された母集団名簿が使用可能になることが予定されている。

現在のサービス統計の整備状況をみると、別紙1のとおり、いわゆる年次構造

¹統計マップとは、産業別・調査事項別に統計調査の整備状況を一覧表にしたものである。

統計調査については、法人企業統計調査の年次別調査により、企業に関する基本的な事項が調査されている。さらに動態統計調査については、内閣府経済社会統計整備推進委員会等の指摘を踏まえ、新たな動態統計調査の整備について検討が進められ、平成 20 年 7 月からサービス産業動向調査が実施される。

以上を踏まえ、本研究会は、平成 21 年経済センサス（仮称）実施以降も視野に入れて検討を進めた。

サービス統計の整備の在り方について

1 基本的考え方

サービス統計の整備の検討に当たっては、以下の二点が基本的な問題として存在すると考える。

一点目としては、2 に記載のとおり、サービス統計の整備状況をみると、以前と比較し、全体として一定の整備が図られている状況にある。年次構造統計調査と動態統計調査の整備状況を比較すると、動態統計調査については、概括的な統計調査と特性を把握する統計調査が各々役割分担の下整備されているが、年次構造統計調査については、特性把握を主目的とした統計が各省において整備されているものの、動態統計調査同様の概括的な統計調査は存在しない。

この点については、年次構造統計調査についても、サービス業の生産性の把握、SNAに資する統計の整備の観点からみて動態統計調査と同様に概括的な統計調査と特性的な統計調査を共に整備すべきとの意見と、サービス産業の多様性等を踏まえれば、5年周期又は月次の動態統計調査の整備を進めることで十分であり、必要性が高い産業には個別に整備すれば足りるとの相対立する意見がある。

したがって、年次構造統計調査を整備する必要性、メリット及びデメリット等を精査する等、慎重な検討を要する問題と考える。

二点目としては、近年において、経済活動全般におけるサービス産業の位置付けは、第一次産業や第二次産業と比較して急速に高まっている。サービス産業の実態は、その変化のスピードが速く、規模、活動内容の多様性が著しいことから、ほとんどの業種において第一次産業や第二次産業とは異なるものとなっている。このため、産業政策を展開する上でもその対象を捉えにくく、統計調査としてもその実態が極めて把握しにくい分野となっている。

具体的には、第一次産業、第二次産業（及び商業）は売上高、従業者数等の把握が比較的容易であるのに対して、サービス産業においては、一部業種において何を売上高として捉えるのかが明確ではなく、また、売上高及び従業者数とその産業の実態を反映しているとは必ずしも言えない状況にある。

したがって、サービス統計の整備に当たっては、これらの基本的な問題の存在を踏まえ、検討に着手することが適当と考える。

以上の認識を前提として、サービス統計の整備に当たって、調査実施者は次の点に留意すべきであり、総務省政策統括官（統計基準担当）における審査においても、調査計画が本留意点を踏まえて立案されたものであることを精査することが必要と考える。

（１）サービス産業の特性及びサービスの質を把握しうる統計の整備

ユーザーサイドにおいて、サービス産業における付加価値や生産性の把握に対する要請が高まりつつある。このような状況を踏まえ、まず留意すべき点は、サービス産業の特性及びサービスの質をどのように考えるか、これらをどのように把握するかとの二点であり、これらを明確にする必要があると考えられる。

第一次産業及び第二次産業と比較して、サービス産業は、企業等の参入、退出のみならず、業態の変容が激しいことから、その特性に応じた調査設計となっているか、現行の調査設計の見直しも含めて検討する必要がある。

（２）ニーズを踏まえた的確な整備

現行の統計調査に関しては、依然としてユーザーが必要とする産業（医療分野、教育分野等）又は調査事項が把握されていないとの指摘がなされている。公的統計は社会の情報基盤として位置付けられており、調査実施者は、ユーザーニーズを慎重に聴取し、精査することが求められる。このため、限られた人的・物的資源の最適配分を図る観点から、作成されるサービス統計がユーザーニーズを満たすものか否かを吟味するとともに、優先度が高いものから整備することに留意する必要がある。

なお、サービス統計の整備に当たっては、SNA等のマクロ統計の整備に資する観点と、各界各層の個別具体のニーズに対応する観点との、いわばマクロとミクロの両方の視点を十分に意識して進めることが必要である。

（３）評価スキームの導入

我が国における統計は、従来、各府省の政策ニーズを所与・前提のものとして整備が進められてきた。

しかしながら、限られたリソースの有効活用を図る上では、従来にも増して、政策検討手段たる統計調査の実施に当たって、その必要性、有効性、効率性、優先性及び公平性（以下「必要性等」という。）の観点からの検証を行うことが重要であり、拡充が叫ばれるサービス統計も例外ではないと考える。

したがって、調査実施者においては、事前に具体的な政策ニーズ等の詳細について立証する責任を負うとともに、総務省政策統括官（統計基準担当）においては、調査実施者の示した政策ニーズと調査設計との適合性等について十分な審査を行う必要がある。

さらに、業態変容の激しいサービス産業に係る統計調査については、既存統計調査を継続して実施することの必要性等を定期的に見直し、必要性等が認められない調査及び調査事項については、思い切った廃止等の措置を講ずることが必要である。そのためには、既存統計調査に対する必要性等を個別に検証した上で、調査事項を含め、改善すべき点の有無について早急に検討するとともに、真に必要な統計調査の整備に資するため、不要な統計調査のスクラップに着手する必要がある。

(4) 限られたリソースを踏まえた計画的・段階的整備

統計調査に係る予算・体制等については、行政全般にわたって減量・効率化が求められている状況下においてリソース上の制約が厳しいことから、真に必要な統計整備に当たっても、重要度、優先度を吟味した上で、計画的かつ段階的に整備を進めることが必要である。

サービス統計の整備に当たっては、調査票情報の二次利用のスキームを活用することにより対応することを基本とするほか、可能な限り、行政記録や民間調査結果などの活用に努め、対応できないものに限って整備する必要がある。例えば、フランスにおいては、民間機関のデータを購入する方が、リソース面で効率的という考え方もあり、日本の商業統計調査に相当する統計調査が存在しない。今後のサービス統計整備に当たっては、このような視点についても念頭に置くことが必要と考えられる。

2 想定される具体的方策

(1) 調査設計

調査実施者におけるユーザーニーズに沿った的確な調査の設計

調査実施者は、政府統計が一義的には各府省の政策ニーズに基づくものであることを踏まえ、調査設計に当たっては、政策担当部局と密接な連携を図り、適切な調査設計を行うために十分な情報収集を行う必要がある。また、今後の整備の方向性として、行政記録情報の活用の推進が喫緊の課題であり、その点においても関係部局と連携を図る必要があると考える。

同時に、サービス産業の正確な実態把握を始めとした多様なユーザーニーズに対応しうる調査設計とする必要がある。ユーザーニーズの把握に関しては、実際にサービスを提供・利用する者等（例えば、調査対象事業所・企業）に対し、どういったデータの需要があるのか、実際に既存統計調査の結果がどのように使われているのかといった統計需要に関する調査を新規調査及び一定期間経過した調査について実施することについて検討することが考えられる。

サービス産業の特性及びサービスの質の把握方法に関する検討

サービス産業の特性及びサービスの質については、業種ごとに異なり、ま

た、急激に変容し得るものであることから、各時点での最適な把握方法を追求することは難しい状況にある。しかしながら、ユーザーニーズを踏まえ、早急に何らかの試行的取組（例えば、サービスの利用者に当該サービスの質の向上度を評価してもらう等）を開始する必要があると考える。このような観点から、質の適切な把握手法を検討する等の対応が望まれる。

機動的な統計調査の立案及び実施

現行の統計調査については、新たな業態（インターネットカフェ、ネイルサロン等）が出現した場合に機動的な統計調査が実施されにくいとの指摘がある。したがって、新たな業態等が出現し、かつ、政策ニーズとして把握する必要性が認められる場合には、適時・適切に調査に着手する方策について検討することが必要である。

地域表章の必要性に関する検討

地域格差の問題が提起されていること等にかんがみ、調査設計に当たっては、地域表章の必要性についても検討する必要がある。

（２）政府における見直しスキームの創設等

調査計画へのサンセット条項の導入

業態の変容が激しいサービス産業に係る統計調査について、調査実施後における評価のスキームを創設するとともに、把握するニーズが乏しくなってきた分野を柔軟に整理合理化する（原則廃止とする）ためには、調査実施者における定期的な見直しが不可欠であり、そのため、調査計画策定時に調査要綱等にサンセット条項を盛り込み、自ら見直しを行うとともに、総務省政策統括官（統計基準担当）の審査の過程においてその計画の妥当性を判断できるようにするなどの措置を講ずることが必要である。

新規調査創設時のスクラップ&ビルド原則の適用

調査実施者においては、不断の取組を通じ、調査事項に関するスクラップ&ビルドを行う仕組みを構築するのみならず、新たに統計調査を実施する際には、上記により見直した統計調査のスクラップを行うことを原則とする必要がある。

（３）政府における体系的整備に向けた環境整備

全政府的な検討の場の創設

サービス産業は、その内容が多岐に渡るため、厚生労働省や環境省等を始め全府省に関係しうる産業となっている。また、既に複数の統計調査が整備されている分野と環境統計等その必要性が指摘されながら、未整備である分野が存在している状況となっている。このような状況を勘案すれば、個別府省ごとの検討のみに委ねるのではなく、府省の垣根を越えて連携し、サービス統計の整備方針について議論する場を創設する必要がある。

サービス統計整備に係る工程表の策定

現在の統計整備の在り方は、分散型統計機構の下、各府省の政策ニーズに基づき、各府省が個別に立案し、統計調査を実施する仕組みとなっている。このため、調査時点、調査事項、調査単位といった調査設計上の要素が異なることから統計間の比較が困難であること、限られた予算等の制約の下で、政府全体として、優先すべき政策課題、重要な政策課題に対応した統計の作成を進めることが困難であること等の支障が生じていると考えられる。特に、複数の府省に関連するサービス産業に関しては、その弊害は大きく、必要な情報が一元的に把握出来る状況となっておらず、これが、現在のサービス統計の整備状況に対する批判の一因ともなっていると考えられる。

したがって、サービス統計に関して、一元的な把握の必要性や、どのような業種について、どのような事項を把握することが必要なのかといった点を検証しつつ、全政府的に段階的、計画的整備を進めるため、例えば、サービス統計の整備に係る工程表を策定し、推進することが必要である。

定期的な実施状況の報告

総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省に対し、本研究会の議論等を踏まえ、サービス統計の整備に係る工程表の推進状況や見直し状況等のサービス統計に係る調査の実施状況について、毎年度、報告を求める必要がある。

（４）サービス産業に係る動態統計調査の整備について

動態統計調査については、サービス産業に係る基本的な事項を網羅的に把握する統計調査が創設されるが、各府省所管業種における既存統計調査との調整の必要が生じている。

したがって、動態統計調査の調整については、総務省統計局、経済産業省のみならず、関係する府省とは広範に連携を行う必要がある。

特に、サービス産業動向調査と特定サービス産業動態統計調査は、調査客体及び調査事項の重複等による報告者負担の増大のおそれがあり、両調査の調整が喫緊の課題となっている（サービス産業動向調査の概要については別紙２、新たな特定サービス産業動態統計調査の調査計画案については別紙３参照）。

本研究会としては、両調査の在り方について、以下のとおり考える。

今後の両調査の方向性

平成 21 年経済センサス（仮称）の実施によって、充実した事業所・企業情報が収録された母集団名簿が使用可能になることが考えられる。この時期（平成 23 年度）を目処に、例えば、特定サービス産業動態統計調査の把握方法がアクティビティベースより主産業ベースの方が適当であるとすれば、特定サービス産業動態統計調査の把握方法を主産業ベースに改めるとともに、現行の 2 種類の統計調査の目的、役割等を踏まえ、両調査の今後の連携

方策等について検討する必要がある。

平成 23 年度までの段階別検討事項

当面は、「サービス産業動向調査の悉皆層における従業者数及び売上高を事業所単位で総務省統計局が把握し、当該データを経済産業省に提供することとし、経済産業省は、総務省統計局からのデータの提供を受け、これにより企業からの回答があったものとみなす」との調整案の実現に向けて調整を進める必要がある（別紙 4 参照）。

なお、サービス産業動向調査と特定サービス産業動態統計調査との調整を行う前提として、経済産業省から本研究会に提示された特定サービス産業動態統計調査の改正計画案では、把握方法を企業のアクティビティベースから傘下事業所の主産業ベースに改め、一定規模以上の事業所を有する企業に限って調査を実施することとしている。この点については、企業内で一定規模以上の事業所に係る売上高等を報告させること等について、その実査可能性に係る十分な検討が行われていないことから、経済産業省において、更なる検討を行う必要があると考える。

また、サービス産業動向調査についても、調整案の実現に向けて、データを重複是正に利用するために必要な整理・検討を行う必要があると考える。

今後の検討課題

1 サービス産業の特性及びサービスの質の把握に関する方策の研究

サービス産業については、第一次産業、第二次産業と異なり、売上高及び従業者数の把握のみでは、その産業の特性が把握されたとは必ずしも言えないという問題点がある。この点については、諸外国では医療分野等を始めとして、生産性把握等に関する検討が進められている状況にある。

したがって、我が国においても、サービス産業の特性及びサービスにおける質の把握をどのように行うべきかについて、早急に有識者等による検討に着手する必要がある。

2 調査設計の在り方に関する研究

近年の企業における事業の選択と集中、サービス産業分野への展開等に伴い、企業の業務内容は急速に変化している。このような状況下において、政策目的に照らして、企業活動をどのような視点でとらえることが適切かを検討する必要がある。企業活動に関する統計の整備に当たっては、各府省統一的な考え方に基づき調査設計を行うことが望ましい。

また、事業所・企業を調査対象とする経済統計調査の設計に当たり、調査単位や統計単位（集計単位）を事業所又は企業のどちらにすることが適切かについては、十分な検討が行われていない。

これらについては、一義的には、調査実施者が調査設計時に検討し調査計画に反映すべきと考えられるが、現在実施されている統計調査の一部にはこのような取組すら不十分なものが見受けられ、基本的な考え方に関する共通認識も未整理といった課題がある。

このような観点から、政策ニーズに適合した調査設計の在り方について、政府として一体的な検討を進めるため、各府省の調査実施者と有識者が協力して検討を進める必要がある。

平成 20 年 1 月 7 日
総務省統計局

サービス産業動向調査の概要

1 調査の目的、利活用

サービス産業動向調査は、我が国におけるサービス産業全体の動向を明らかにし、Q E を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。

主な利活用方策は、次のとおりである。

サービス産業全体の約 2 割（産出額ベース）に相当する業種において産出額の情報が不十分となっており、これらの業種を中心に、Q E の推計精度の向上に資する。

生産と雇用の動向の関係などから、サービス産業における短期的な景気動向や雇用吸収などの雇用動向を明らかにする。

サービス産業全体の動向を概括的に把握することにより、各種行政施策等の基礎資料を提供する。

2 調査の範囲

(1) 調査の地域

全 国

(2) 調査の対象

次に掲げる産業を主産業とする事業所のうち、標本理論に基づき抽出された事業所について行う。

調査対象産業

日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）大分類

・「H 情報通信業」

・「I 運輸業」

・「L 不動産業」

・「M 飲食店，宿泊業」

・「N 医療，福祉」

（小分類「741 保健所」及び「752 福祉事務所」を除く。）

・「O 教育，学習支援業」

（中分類「76 学校教育」を除く。）

・「Q サービス業（他に分類されないもの）」

（小分類「832 家事サービス業」、中分類「91 政治・経済・文化団体」、「92 宗教」及び「94 外国公務」を除く。）

3 調査票の種類及び調査事項

(1) 調査票の種類

調査開始 1 か月目は「1 か月目用調査票」、調査開始 2 か月目以降は「月次調査票」を用いて調査を実施する。

(2) 調査事項

「1 か月目用調査票」及び「月次調査票」において、それぞれ次の表に掲げる事項を事業所単位で調査する。

調査事項	1 か月目用調査票	月次調査票
経営組織及び資本金等の額		
事業所の月末の事業従事者数及び内訳〔調査前月〕		
事業所の月末の事業従事者数及び内訳〔調査月〕		
事業所の月間売上高（収入額）〔調査前月〕		
事業所の月間売上高（収入額）〔調査月〕		
事業所の主な事業の種類		

4 標本設計

(1) 抽出方法

母集団は、平成 18 年事業所・企業統計調査名簿（経済センサスによる名簿が整備された場合は、最新の経済センサス名簿）を用いる。

事業従事者数 10 人以上の事業所は、産業、事業従事者規模別層化抽出により、事業従事者数 10 人未満の事業所は、産業、地域別抽出により、合計 39,000 事業所を抽出する。

(2) 標本の交替

結果の安定性及び前年同期比結果等の精度向上の観点から、調査事業所は原則として 2 年間継続して調査し、毎年 1 月に、2 分の 1 ずつ交替する。

なお、交替することにより、精度を担保するだけの標本数の確保が困難な層については、交替を行わない。

5 調査の期日（調査開始時期）

調査は、毎月末の営業日を期日とし、事業従事者数 10 人以上の事業所は平成 20 年 7 月分から、事業従事者数 10 人未満の事業所は同年 10 月分から実施する。

6 調査方法

(1) 調査の方法

調査は、事業従事者数が10人以上の事業所は郵送・オンライン調査を中心に、事業従事者数が10人未満の事業所は調査員調査を中心に実施する。

(2) 申告の方法

申告は、調査事業所の事業主又は事業主に代わる者^{注)}が、配布された調査票に記入する方法により行う。

注) 事業主に代わる者について

事業主に代わる者とは、調査事業所の経理担当者などのほか、調査事業所を統括する本社等の経理担当者など、調査事業所の事業主に代わって調査票に記入できる者とする。

なお、調査事業所に所在しない経理担当者などが申告する場合は、申告者が所在する事業所に調査票を配布する。

7 調査の系統及び主要事務

(1) 調査の系統

調査は民間調査機関(以下、「調査受託業者」という。)に委託し、次の2つの系統により実施する。

ア 郵送・オンライン調査

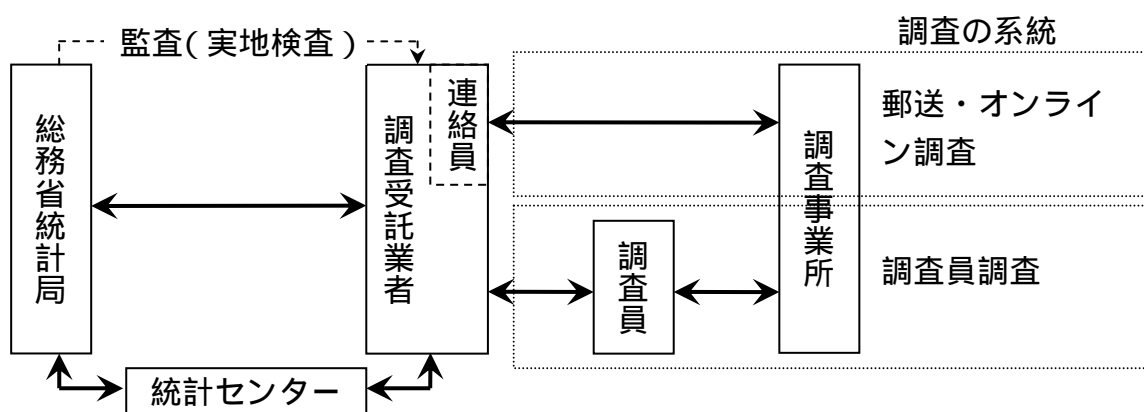
郵送により、調査票の配布・回収を行う調査系統。調査事業所への直接の対応は連絡員が行う。なお、調査事業所の希望により、オンラインによる申告を認める。

オンライン調査は、『統計調査等業務の業務・システム最適化計画』に基づくオンライン調査システムにより実施する。

イ 調査員調査

調査受託業者が選任した調査員が調査事業所に直接訪問し、調査票の配布・回収を行う調査系統。

なお、調査事業所の希望により、郵送・オンライン調査による申告を認める。



(2) 主要事務

ア 国の事務(企画、実査準備、公表)

調査用品の原稿作成、調査事業所の抽出、調査受託業者に対する指導・監査、結果表の審査・公表などの事務を行う。

イ 独立行政法人統計センターの事務（審査、製表）

データの審査、欠測値処理、結果表の作成・審査などの事務を行う。

ウ 調査受託業者の事務（実査準備、実査）

調査用品の印刷、調査の事務日程の作成、調査員の選任、連絡員^{注1)}・調査員^{注2)}に対する指導、調査協力依頼はがきの郵送、調査事業所の状況確認、調査協力依頼、調査票の配布及び回収、督促、記入指導、問い合わせへの対応、調査の実施状況の報告、記入済調査票の検査・入力、調査関係書類の整理・提出などの事務を行う。

注1) 連絡員とは、調査受託業者の事務のうち、電話等の手段により調査事業所の状況確認、調査協力依頼、督促、問い合わせへの対応などの事務を行う者。

注2) 調査員とは、調査受託業者の事務のうち、調査事業所に直接訪問し調査事業所の状況確認、調査協力依頼、調査票の配布及び回収、記入指導などの事務を行う者。

8 集計事項

集計は、統計の目的・利活用を踏まえ、産業別の売上高や事業従事者数など、必要な事項について行う。

表章する産業分類は、原則として、調査の対象である日本標準産業分類中分類のすべてとし、特に必要な産業については、小分類・細分類についても表章する。

9 結果の公表

結果の公表は、調査対象全体についての前年同月比の公表が可能となる平成 21 年 10 月分の集計完了時から開始することとし、以後、調査月の翌々月に行うこととする。

なお、平成 21 年 10 月分の公表の際には、平成 20 年 7 月分まで遡及して公表する。

10 その他

この調査は、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく統計報告の徴集として実施する。

新たな特定サービス産業動態統計調査の調査計画（案）

1．改正の背景

政府におけるサービス産業統計の整備に向け、現在実施している特定サービス産業動態統計調査（承認統計）の対象業種を28業種（詳細は「10．調査対象の拡充計画」を参照）に拡大する等の改正を行い、新たな特定サービス産業動態統計調査として平成20年7月分から実施予定。

2．目的

特定サービス産業の経営動向を把握し、景気動向の判断材料に資するとともに、産業構造政策、中小企業政策の推進及びサービス産業の健全な育成のための基礎資料を得ることを目的とする。

3．調査の根拠法規

統計報告調整法（昭和27年法第148号）に基づく承認統計として実施。

4．調査の範囲

（1）地域：全国

（2）業種：日本標準産業分類小分類のうち、経済産業省所管業種を中心とした別表に掲げる業種に属する事業所及びこれを有する企業のうち、同一業種内従業者数のおよそ50%を確保するまでの上位事業所又は企業。

（3）母集団：事業所・企業統計調査名簿

（4）単位：企業（調査範囲に該当する事業所を複数有する企業の場合には、企業が調査範囲の事業所の集計値を報告する。）

（5）対象数：約8,000

5．調査の期日

毎月末日現在、若しくは、毎月1日から月末までの1か月間

なお、第三次産業活動指数、全産業活動指数、QE、月例経済報告などにおける既存の利活用実態を踏まえ、調査結果の安定的公表が図られるまでの間、既存調査と並行的に調査を行うこととする（約3ヶ月間）

6．調査票の種類

3．（2）の調査対象業種個々の業種特性を考慮し、複数種類の調査とする。

7. 調査事項

- (1) 企業名及び事業所の名称、所在地
- (2) 月末の従業者総数、常用・臨時雇用者数、派遣・下請数
- (3) 月間売上高（収入額、取扱高、契約高など）
- (4) 入場者数、取扱件数、業務種類別割合、利用者数 等（業種別特性事項）

8. 調査方法等

(1) 調査方法

国からの直接郵送調査方式により実施する。申告者の希望によりオンラインでの調査方式にも対応することを基本とする。

ただし、新たな調査へのオンライン調査方式の導入時期については、導入準備や次世代システムへの移行時期（22年1月調査分までに順次移行予定）等を十分に勘案して設定する。

調査システムを示すと以下の通り。

- ・国（経済産業省） ←——（郵送）——→ 調査対象事業所（本社企業）
- ・国（経済産業省） ←——（オンライン）——→ 調査対象事業所（本社企業）

(2) 申告方法

事業所の事業主又は事業主に代わる者¹が、配布された調査票に記入する方法により行う。

9. 集計、公表

(1) 集計方法

統計の目的、利活用を踏まえ、業種別、業務種類別に売上高、従業者数を始め、入場者数や講師の数など業種毎の特性事項について集計を行う。表章単位は調査の対象である日本標準産業分類小分類とし、表章地域は全国とする。

(2) 公表時期、公表方法

調査実施期日の翌々月上旬の速報を、同月中旬に確報を刊行物及びインターネットに掲載する形で公表する。

¹ 「事業主に代わる者」とは、調査事業所の経理担当者などのほか、調査事業所を統括する本社等の経理担当者など、調査事業所の事業主に代わって調査票に記入できる者とする。

なお、調査事業所に所在しない経理担当者などが申告する場合、調査票は申告者が所在する事業所に配布する。

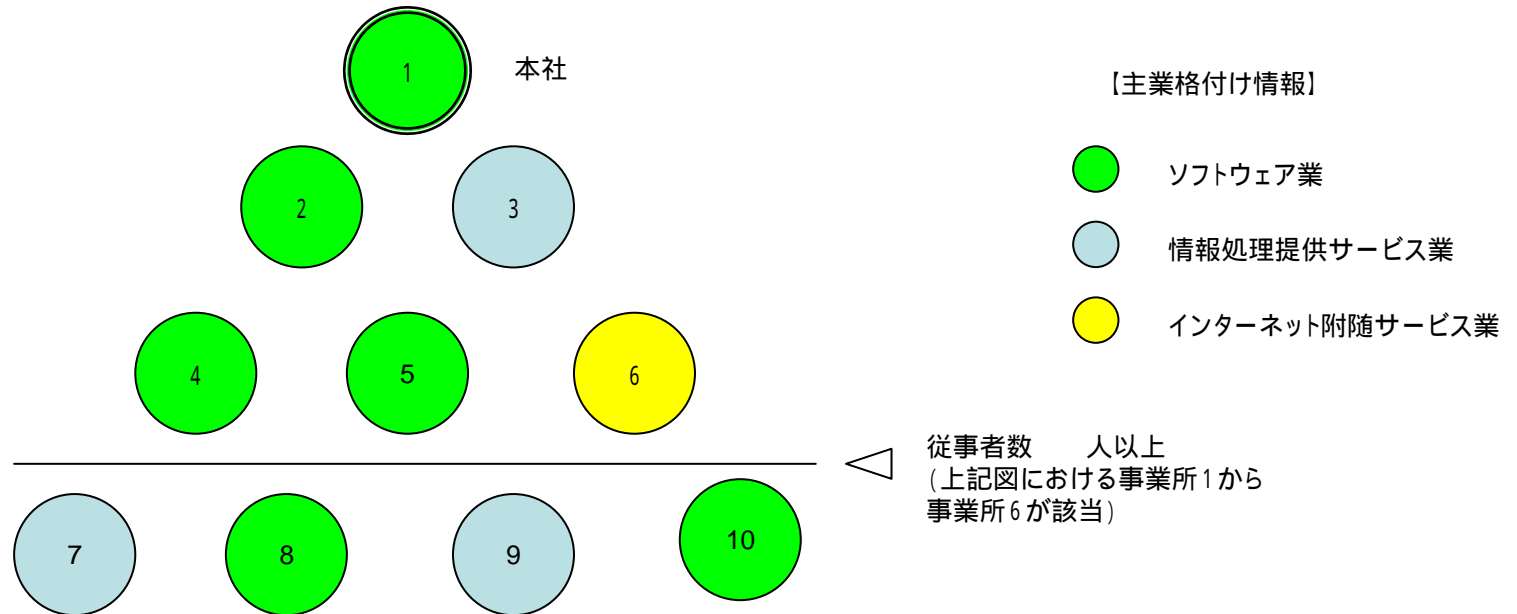
10．調査対象業種の拡充計画

平成20年7月分以降、調査対象業種を経済産業省所管業種を中心に28業種（日本標準産業分類小分類に基づく）に拡充。

分類番号	業 種 名
391	ソフトウェア業
392	情報処理・提供サービス業
401	インターネット附随サービス業
411	映像情報制作・配給業
412	音声情報制作業
413	新聞業
414	出版業
415	映像等情報制作に附帯するサービス業
643	クレジットカード業，割賦金融業
773	学習塾
774	教養・技能教授業
806	デザイン・機械設計業
836	冠婚葬祭業
841	映画館
842	興行場（別掲を除く），興行団
844	スポーツ施設提供業
845	公園，遊園地
871	機械修理業（電気機械器具を除く）
872	電気機械器具修理業
881	各種物品賃貸業
882	産業用機械器具賃貸業
883	事務用機械器具賃貸業
884	自動車賃貸業
885	スポーツ・娯楽用品賃貸業
889	その他の物品賃貸業
891	広告代理業
899	その他の広告業
903	計量証明業

経済産業省案における調査客体の選定方法について
例：ソフトウェア業の調査票を送付する場合

1. 経済産業省が考える調査設計を企業の事業所構成からみると次のとおり。

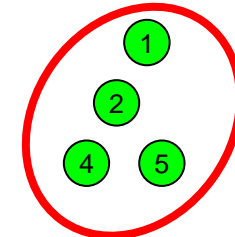
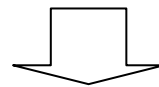


A社はソフトウェア業や情報処理サービス業やインターネット附随サービス業を営む企業で、1～10の事業所により構成されている。(1は本社事業所。)

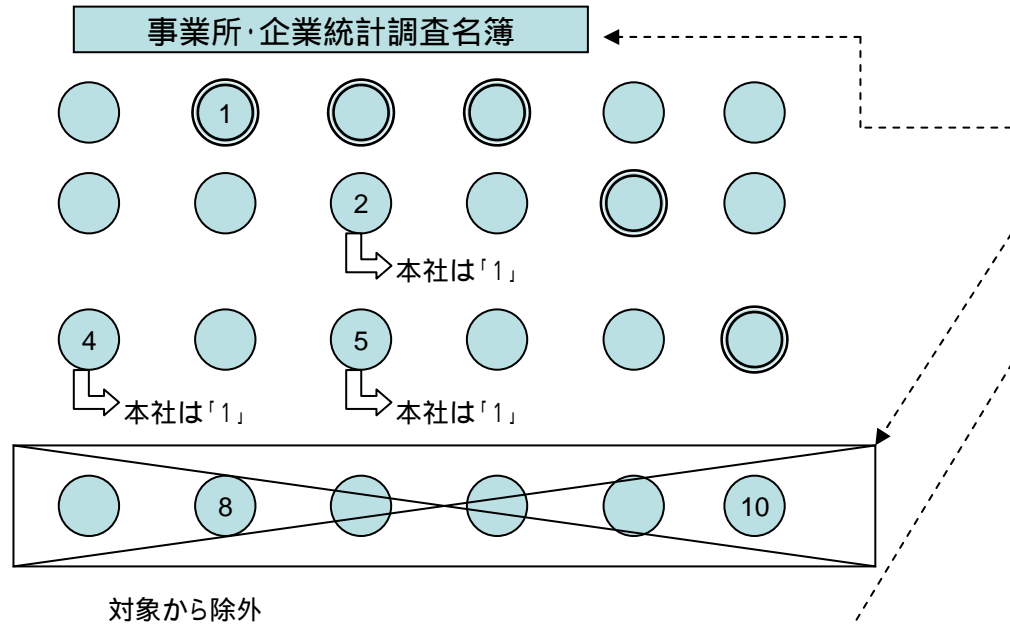
1、2、4、5、8、10の事業所は、ソフトウェア業に主業格付けされている事業所である。

調査範囲の事業所は、一定規模以上の事業所「1、2、4、5」である。 → 把握したい事業所の範囲

報告者 (= 企業本社) は、「1、2、4、5」の集計値を報告する。



2. 経済産業省は次のような作業を行い、調査対象企業に、報告すべき内容を確認していただく。



経済産業省の作業は次のとおり。

事業所・企業統計調査を母集団名簿に用いる。

前述の通り、従業員数規模により一定規模以下の事業所を裾切りする。

に該当する事業所のうち、

a 単独事業所の場合

単独事業所については、名簿上記載されている事業所に送付。

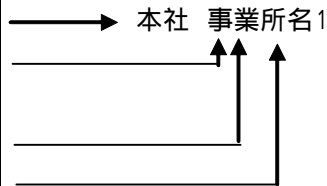
b 本社又は支社事業所の場合

名簿に記載されている支社事業所の本社情報を探すことが必要。つまり、「支社からみた本社を探し、本社と支社のリンケージを図る。（「名寄せ作業」とも言われている。）」。これにより、bにおける企業の事業所構成が把握可能。

事業所・企業データベース

事業所名	本社or支社	本社事業所名
1	本社	-
2	支社	1
3	支社	101
4	支社	1
5	支社	1
6	本社	-
7	支社	111
8	本社	-
9	支社	121
10	支社	151
.		
.		
.		

本社又は支社については、「名寄せ作業」を行う



「本社 事業所1」の支社の事業所

bについては、以下の情報を提供する。

・貴社の傘下の事業所のうち、事業所・企業統計調査により 業に主業格付けされ、かつ、従業員数 人以上の事業所である「1、2、4、5」が調査対象範囲になります。

対象の事業所リスト

事業所名	本社事業所名
1	-
2	1
4	1
5	1

以上のプロセスを経て調査対象に対象範囲を確認いただき、対象となる事業所の集計値の報告を受ける。

特定サービス産業動態統計調査とサービス産業動向調査との調整経過及び予定

第1段階 ～平成19年12月末

- ・両省における対応スタンスの確認（両省が連携を図り、調整案の実現に向け調整を続けることを確認）
- ・調整案の実現に向け必要となる技術的な調整事項の洗い出し
 総務省 標本数変更の規模、調査事項の追加の可否、データの正確性確保
 経済産業省 裾切り基準の考え方、標本設計の在り方、
 提供データの具体的活用方策と統計上の効果、特定サービス産業実態調査との関係等
- ・調整案の実現に向けたスケジュール上の問題点の洗い出し

第2段階 平成20年1月～3月

- ・両調査の技術的な調整事項等の整理・検討

売上高と特性事項の連動性確保方策の構築、
 データ提供の項目及びタイミング、共通化を予定する裾切り等基準の設定方法
 未回答データの推計方法
 新設・廃業の取扱い基準の策定

第3段階 平成20年4月～6月

両調査ともに平成20年7月調査の実施状況等を踏まえて検証することが必要

- ・実施スケジュールの修正
 特定サービス産業実態調査に関する統計委員会答申、基本計画部会における検討状況（の方向性）が明らかになる時期であり、その状況を踏まえることが可能
 研究会メンバー等への中間報告を実施

第4段階 平成20年7月から平成21年6月

- ・データ検証（両調査における調整案の実現可能性、影響、効果等）

第2段階における検討事項に関する実証的検証に加え、
 売上高と特性事項の連動性確保方策の検証、回収率・回答内容の妥当性、
 季節性等特殊要因の把握

第5段階 平成21年7月頃

- ・特定サービス産業動態統計調査の在り方について結論を得る。
- ・新しい形での特定サービス産業動態統計調査の試験的な実施

第6段階 平成22年7月頃【21年経済センサスの結果確定？】

- ・新しい特定サービス産業動態統計調査の結果による関係各方面への影響等の検証

第7段階 平成23年度中【23年経済センサスの計画確定？】

- ・両調査の在り方確定

参 考 资 料

「サービス統計整備研究会」の開催について

1 目 的

本研究会は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）等において、サービス統計の抜本的拡充等が指摘されたことを踏まえ、平成20年度に実施する新たなサービス産業に関する動態調査の課題等について具体的な検討を行うとともに、今後のサービス統計の在り方について検討を行うことを目的として、開催するものとする。

2 検討事項

平成20年度に創設又は拡充を予定している「サービス産業動向調査（仮称）」（総務省）及び「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）について、両調査の関係の在り方や、データリンケージの方法等について必要な検討を行う。

上記の検討と並行して、年次の構造統計に関して、その整備の在り方について、必要な検討を行う。

3 構 成 員

別紙のとおり

座長は必要があると認めるときは、関係者に研究会への出席を求め、意見を聞くことができる。

4 開催期間

原則として、1～2か月に1回程度の頻度で開催するものとする。

平成20年3月頃を目途に取りまとめを行うものとする。

5 庶 務

本研究会の庶務は、政策統括官（統計基準担当）付統計審査官（経済統計担当）室において処理する。

サービス統計整備研究会 構成員名簿

(学識経験者)

ひろまつ たけし	
座長 廣松 毅	東京大学大学院総合文化研究科教授
いんどう まみ	
引頭 麻実	(株)大和総研コンサルティング本部副本部長
かわもと ゆうこ	
川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
さいごう ひろし	
西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
みわ よしろう	
三輪 芳朗	東京大学大学院経済学研究科教授

(関係府省)

二上 唯夫	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長
清水 誠	総務省統計局統計調査部経済統計課長
山根 一久	経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室長

「サービス統計整備研究会」開催実績

開催回数	開催日	議 題
第 1 回	平成 19 年 11 月 8 日	会議の開催について 研究会における検討事項について サービス産業動向調査(仮称)及び特定サービス産業動態統計調査の概要 サービス統計の整備に関するフリートーク(動態統計を中心として)
第 2 回	平成 19 年 12 月 14 日	動態統計の在り方について(直近の課題への対応について) 年次構造統計の整備の在り方について
第 3 回	平成 20 年 1 月 23 日	年次構造統計の整備の在り方について(整備の方向性に関する検討) 研究会報告書のイメージ案について
第 4 回	平成 20 年 3 月 28 日	研究会報告書案について